

上限額（算定基準額）は、医療保険〔国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療〕に加入する世帯の1年間の医療保険と介護保険のサービス利用にかかった利用者負担の限度額です。

（医療保険、介護保険の両方に利用者負担がある世帯が対象になります。）

この限度額を超えた場合、医療保険では高額介護合算療養費、介護保険では高額医療合算介護（介護予防）サービス費が支給されます。

※平成30年8月から70歳以上の人がいる世帯の限度額が変更になりました。

◆限度額（算定基準額）

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満 の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分 (基礎控除後の総 所得金額等)	平成30年7月算定分まで		平成30年8月算定分から	
	70～74歳の 人がいる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯	70～74歳の 人がいる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯
課税所得690 万円以上	67万円	67万円	212万円	212万円
課税所得380 万円以上			141万円	141万円
課税所得145 万円以上			67万円	67万円
一般	56万円	56万円	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円	19万円	19万円

※ 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記表通りの限度額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された限度額の「世帯で31万円」で計算されます。